

「空家等対策協議会」と対策のスケジュールについて

1 「空家等対策協議会」の概要

(1) 協議会の目的
 「長野市空家等対策計画」に基づき、周辺住民に悪影響を及ぼす特定空家等の措置の方針や、本計画の変更及び実施に関することのほか、施策の実施に必要なと認められる事項を協議するため「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条に基づき「長野市空家等対策協議会」を設立し、幅広い分野で専門的な視点から、意見等の聴取を行う。

(2) 協議会委員の任期
 令和2年8月から、令和4年7月まで（2年間）
 なお、協議会は、「長野市空家等対策計画」の計画期限の2026年度末まで設置する。

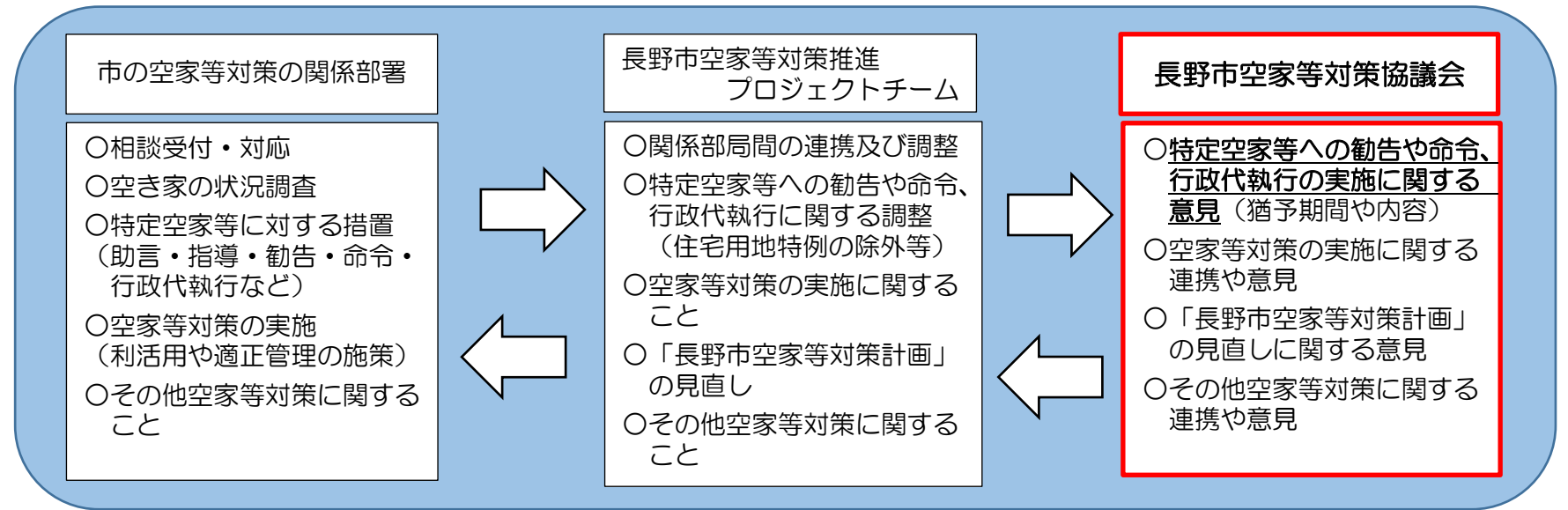
(3) 協議会の委員構成

- ・市長
- ・関係機関から選出された者
- ・空き家に関する団体等から選出された者
- ・市職員のうち、市長が指名する者

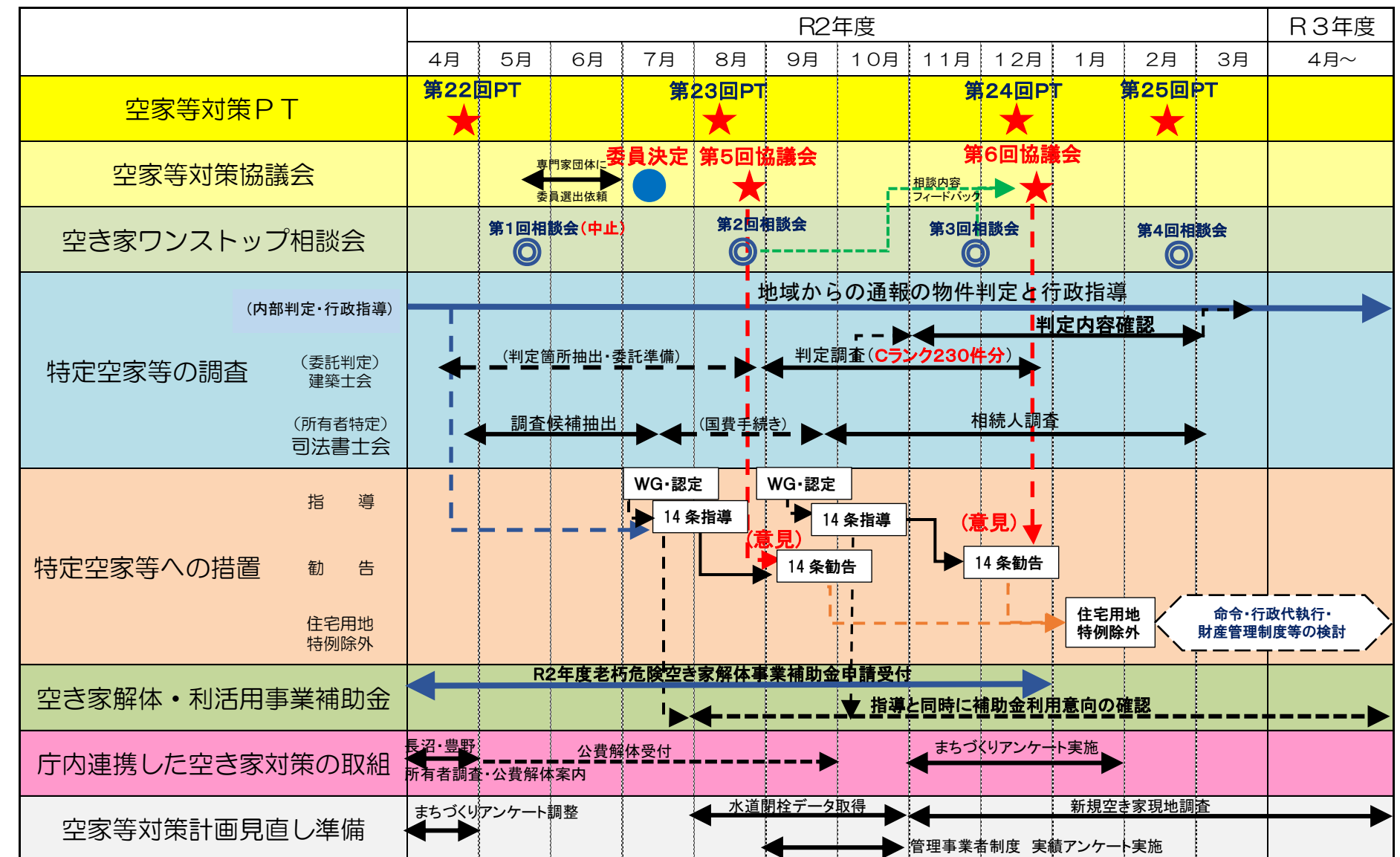
(4) 長野市空家等対策協議会委員構成

分野	氏名	団体名
1 学識経験者	教授 寺内 美紀子	国立大学法人信州大学工学部
2 学識経験者	講師 中村 稔彦	公立大学法人長野県立大学
3 法務	弁護士 今村 義幸	長野県弁護士会長野在住会
4 法務	司法書士 宮野尾 昌平	長野県司法書士会長野支部
5 建築	防災委員長 勝山 敏雄	公益社団法人長野県建築士会ながの支部
6 建築	理事 (北信支部長) 中村 浩二	協同組合長野県解体工事業協会
7 不動産	支部理事 本保 雅規	長野県土地家屋調査士会長野支部
8 不動産	副支部長 小池 一夫	公益社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部
9 行政	次席登記官 原品 文雄	長野地方務局
10 市長	加藤 久雄	市長
11 行政	宮尾 正彦	長野市環境部長
12 行政	小林 正明	長野市建設部長

2 空家等対策の推進体制における「空家等PT」及び「空家等対策協議会」の位置づけ



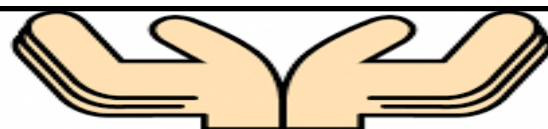
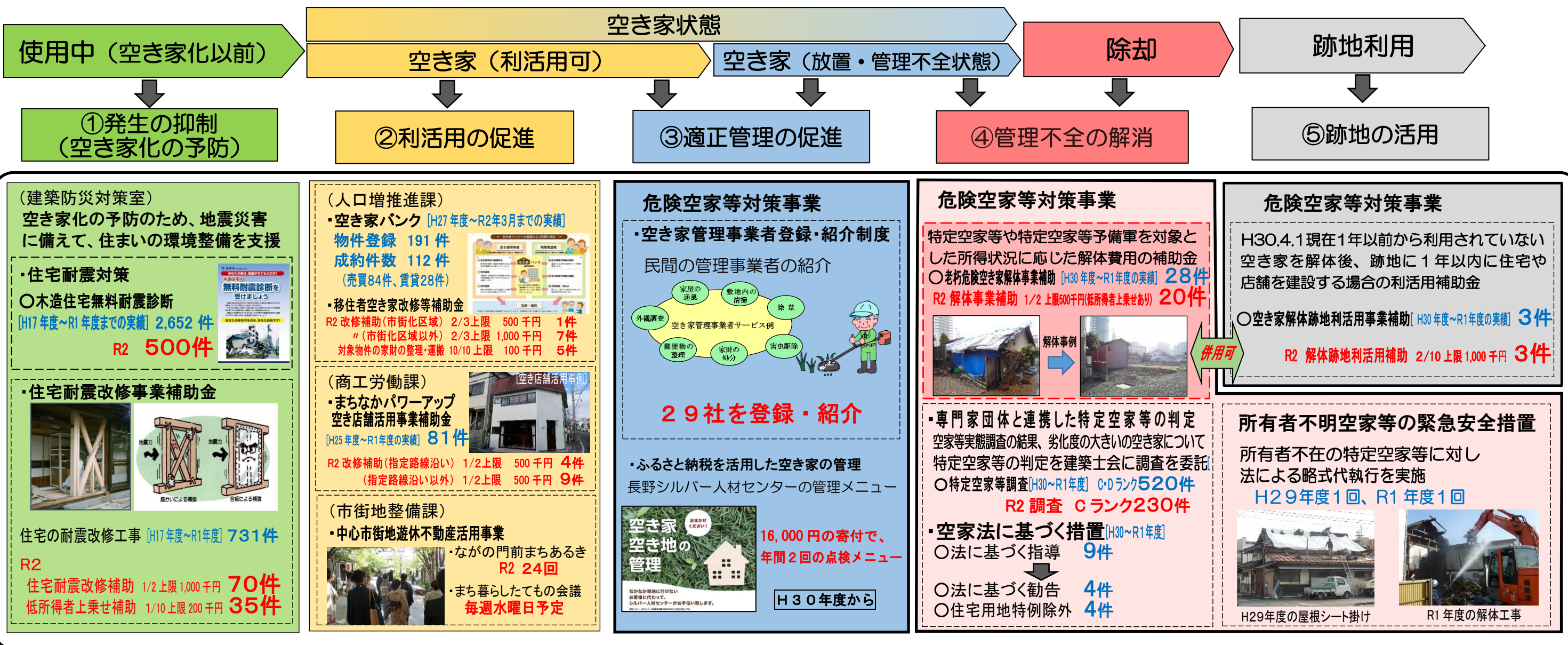
3 空家等対策のスケジュールについて



注：WG認定は、空家等対策推進プロジェクトチーム内の、除却等ワーキンググループによる特定空家等の認定

空家等対策の取り組み状況と令和2年度の予定について

「長野市空家等対策計画」（2018年度～2026年度）に基づく、空家等対策の取組状況と事業の令和2年度の予定



「5つの取組方針による施策を支える」

空家等対策の施策を支える事業

- 危険空家等対策事業**
 - 空家等対策協議会
 - 空家等対策や特定空家等への措置に関する協議を行う。
 - R2 2回/年開催
- 危険空家等対策事業**
 - パンフレットによる情報提供
 - 「空家化の予防・利活用・適正管理・管理不全の解消・除却・跡地活用」など個別に対応したパンフレットの作成・配布
 - H30 総合パンフレットの作成 2万部
 - R1 タウンページに併せたパンフレットの配布 約20万部
- 危険空家等対策事業**
 - 専門家団体と連携したワンストップ相談会の実施
 - 空き家の利活用や管理・跡地活用など、複数の専門家団体による相談会の実施
 - R2 3回/年予定 次回は11月21日(土) [空き家ワンストップ相談会の様子]
- 危険空家等対策事業**
 - 専門家団体と連携した所有者の特定相続人特定困難者を司法書士に調査を委託
 - R2 5件調査予定
- 危険空家等対策事業**
 - 出前講座等の開催 R1 篠ノ井地区実施
 - 専門家団体と連携した事業協力 R1 川中島地区において、空き家対策の連続講座等を実施

[タウンページに折り込んだ空き家対策パンフレット]

専門家団体や庁内連携による新規の空き家対策の取組

1. 空き家バンク登録物件に付随する農地取得の下限面積の緩和

(人口増推進課・農業委員会)

R1年6月に「信更地区田舎暮らしを支援する委員会」からの要望を受け、R1年9月に人口増推進課が農業委員会に対し、空き家に付随する農地を空き家とともに取得する場合の下限面積について、1a程度まで引き下げるよう要望し、農業委員会で協議を進めてきた。

農業委員会では、これにかかる要綱を改正(下限面積を緩和)し、R2.4月から次のとおり運用を開始している。

空き家バンクの登録物件で、空き家に隣接する農地を取得する場合の農地の下限面積を1aとする。(改正前は10a)

※R2年4月15日現在、『空き家バンク』で公開中の空き家48件のうち、**農地付で公開中のものは8件**

2. 三輪地区の空き家所有者に対する利活用アンケートの実施

(三輪支所・人口増推進課・建築指導課空き家対策室)

県立大学の学生の住居が不足することが想定されるため、三輪地区の利活用可能な空き家所有者に建物を学生に貸し出すこと(シェアハウス等)について、利活用アンケートをR2.3月に実施(69件)。

今後、アンケートを集計し、利活用を希望する所有者には、積極的にアプローチするとともに、令和2年度以降も庁内連携のうへ、利活用アンケートを継続する。

3. 台風19号災害被災地の空き家所有者に対し、市の支援策等のお知らせ

(建築指導課)

台風災害以降も、敷地内の障害物等の片づけを行っていない長沼・豊野地区の空き家所有者に対し、被災した家屋の状況をお知らせするとともに、危険なブロック塀除却や道路後退整備、公費解体等の市の支援策の案内をR2.4月中に行い、空き家所有者に申し込み等の対応をしていただくことで、住環境の改善と地域の復興を推進する。

4. 国のモデル事業による空き家化防止のための連続講座等の実施

(長野県司法書士会、長野県建築住宅課、建築指導課空き家対策室)

国のR1年度「空き家対策担い手強化・連携モデル事業」を活用し、県司法書士会が県や市と連携して長野市内のモデル地区で、空き家の問題意識を高め解決のための啓発や相続登記の促進を図るための連続講座等を実施する「“負”動産から“富”動産へ!! ステップアッププロジェクト」を実施した。



川中島地区で開催した空き家対策連続講座

主 催 長野県司法書士会

共 催 川中島地区住民自治協議会

事業内容 ・空き家対策連続講座 6回 (R1.11~R2.2月)

・シンポジウム 「未来の地域づくり」空き家問題から考える

(R2.2.16)

5. まちなかエリアリノベーション

(長野県建築士会ながの支部、まちづくり長野)

中心市街地の空洞化対策や空き家対策として、西鶴賀地区において建築士会とまちづくり会社が協同して、空き住戸や店舗を改装することで新たな価値を加え、エリア全体の賑わいを取り戻す取り組みを実施。

この事業は当初、国のモデル事業の活用も見据え、本市も協力できる体制としていたが、国の事業が不採択となったことから、当初計画ベースでの事業展開は難しいところとなったが、目的とした「健全なリノベーション」の推進を目指し、地域との連携を図りながら、建築リノベーションを学ぶ講習会や、セルフリノベーションに向けたワークショップの開催を計画している。



西鶴賀地区住民を交えたワークショップの様子